

第46回山梨県環境保全審議会（平成28年3月24日開催）

## 審議事項(5)資料

山 梨 県 環 境 保 全 審 議 会  
運 営 規 程 の 改 正 に つ い て

森 林 環 境 総 務 課

規程改正の概要

新旧対照表(案)

山梨県環境保全審議会運営規程

題名	山梨県環境保全審議会運営規程の改正について
趣旨	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部改正及び「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の定める事項の時に伴い規程の整備を行う必要がある。
内容	<p>1 規定改正の背景等</p> <p>「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部が改正され、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改められた。このため、所要の改正をする必要がある。</p> <p>「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の時に伴い法の定める特定支障除去等事業がないため、所要の改正をする必要がある。</p> <p>2 規定改正の内容</p> <p>山梨県環境保全審議会の担当事務に関する改正</p> <p>「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改正</p> <p>「特定鳥獣保護管理計画に関すること」を「第一種特定鳥獣保護計画に関すること」及び「第二種特定鳥獣管理計画に関すること」に改正</p> <p>「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に係る実施計画の策定に関すること」を削除</p>
施行期日	平成二十八年三月二十四日から施行する。

新		旧	
別表		別表	
部会名	担 任 事 務	部会名	担 任 事 務
鳥獣部会	鳥獣保護管理事業計画の策定に関すること。 第一種特定鳥獣保護計画に関すること。 第二種特定鳥獣管理計画に関すること。 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関すること。 新たな鳥獣保護区の設定に関すること。 特別保護区の指定に関すること。 猟区の維持管理事務の委託に関すること。	鳥獣部会	鳥獣保護事業計画の策定に関すること。 特定鳥獣保護管理計画に関すること。 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関すること。 新たな鳥獣保護区の設定に関すること。 特別保護区の指定に関すること。 猟区の維持管理事務の委託に関すること。
温泉部会	温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可・不許可の処分に関すること。 温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分に関すること。 温泉採取の制限に関すること。	温泉部会	温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可・不許可の処分に関すること。 温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分に関すること。 温泉採取の制限に関すること。
廃棄物部会	廃棄物処理計画の策定に関すること。	廃棄物部会	廃棄物処理計画の策定に関すること。 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に係る実施計画の策定に関すること。
地球温暖化対策部会	地球温暖化対策実行計画の策定に関すること。	地球温暖化対策部会	地球温暖化対策実行計画の策定に関すること。
世界遺産景観保全部会	自然環境保全地区（世界遺産景観保全地区に限る。以下この項において同じ。）内における行為の禁止等に関すること。 自然環境保全地区内において事業を行う者等への助言又は勧告に関すること。 自然環境保全地区内において事業を行う者等との自然環境保全協定の締結に関すること。	世界遺産景観保全部会	自然環境保全地区（世界遺産景観保全地区に限る。以下この項において同じ。）内における行為の禁止等に関すること。 自然環境保全地区内において事業を行う者等への助言又は勧告に関すること。 自然環境保全地区内において事業を行う者等との自然環境保全協定の締結に関すること。

山梨県環境保全審議会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則(昭和60年山梨県規則第8号、以下「規則」という。)第13条に基づき、山梨県環境保全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第2条 規則第6条第1項に規定する部会は、別表のとおりとし、当該各欄に掲げる事項及びその関連事項を担任するものとする。

- 2 部会の委員は、審議会委員と専門委員で構成する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（部会の会議）

- 第3条 部会の会議は、会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（世界遺産景観保全部会の会議の特例）

第4条 前条の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるときは、世界遺産景観保全部会は、部会長の認めるところにより、持ち回り審議をもって決議を行うことができる。

（審議会への報告）

- 第5条 部会長は、部会で審議・調査した結果を審議会に報告するものとする。
- 2 審議会は、当該部会での審議・調査結果について、審議し、議決する。

（部会の決議）

- 第6条 会長が審議会を開催する暇がないと認めるとき、又は、災害等不測の事態により審議会を開催できないときは、会長の同意を得て、部会の議決を審議会の議決とすることができる。
- 2 会長は、前項の規定により、部会の議決を審議会の議決とした場合においては、次の審議会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

（会議の公開）

第7条 審議会及び部会は、公開とする。ただし、公開することにより、法人その他の団体又は、個人の権利や正当な利益を害する恐れがあるときは、審議会又は部会の議決により非公開とすることができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、森林環境部において処理する。ただし、地球温暖化対策部会の庶務は、エネルギー局において処理する

（その他）

第9条 会長は、必要と認めるときは、審議会委員又は専門委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附則

この規程は、平成12年11月10日から施行する。  
 この規程は、平成17年4月1日から施行する。  
 この規程は、平成20年4月1日から施行する。  
 この規程は、平成21年9月7日から施行する。  
 この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
 この規定は、平成26年4月1日から施行する。  
 この規定は、平成28年3月24日から施行する。

別表

部会名	担任事務
鳥獣部会	鳥獣保護管理事業計画の策定に関する事。 第一種特定鳥獣保護計画に関する事。 第二種特定鳥獣管理計画に関する事。 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関する事。 新たな鳥獣保護区の設定に関する事。 特別保護区の指定に関する事。 猟区の維持管理事務の委託に関する事。
温泉部会	温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可・不許可の処分に関する事。 温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分に関する事。 温泉採取の制限に関する事。
廃棄物部会	廃棄物処理計画の策定に関する事。
地球温暖化対策部会	地球温暖化対策実行計画の策定に関する事。
世界遺産景観保全部会	自然環境保全地区（世界遺産景観保全地区に限る。以下この項において同じ。）内における行為の禁止等に関する事。 自然環境保全地区内において事業を行う者等への助言又は勧告に関する事。 自然環境保全地区内において事業を行う者等との自然環境保全協定の締結に関する事。